

受診・薬剤の受け取り・入院者との面会等、 直接対面せずに実施できる環境の整備を支援します

- | | |
|---------------|--|
| 対象機関 | ◆ 市内に所在する病院・診療所・歯科診療所・調剤薬局（1機関につき1回まで） |
| 対象事業 | ◆ 病院、診療所、または調剤薬局において、オンライン診療、オンライン服薬指導、またはオンライン面会（以下「オンライン診療等」）を行うための環境を整備する事業 |
| 補助対象期間 | ◆ 令和2年8月から令和3年3月31日まで
※令和2年4月10日以降に着手した事業であれば、遡及して申請することができます。 |
| 申請可能期間 | ◆ 令和2年8月から令和3年2月28日まで |
| 補助金額 | ◆ 補助対象経費（下記表）について実費または30万円（補助上限）のいずれか少ない方 |

区 分	補 助 対 象	補 助 上 限
情報通信機器等の 購入経費	主にオンライン診療等を行うために使用する機器（パソコン、タブレット端末、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）の購入経費 ※スマートフォンは対象外 ※リース料可 ※中古品ではないこと	合算して 30万円
オンライン診療等 システム導入に係る 初期費用	アカウント発行、初期セットアップ等のシステム導入の各種初期費用	
オンライン診療等 システム月額使用料	オンライン診療等システムの使用に係る経費 ※インターネット通信料、クレジットカード決済手数料、患者・面会者のアプリ使用料等は対象外	



(Q&A) 松戸市オンライン診療等 導入事業補助金



◆ どうして補助事業が行われるのですか。

受診・薬剤の受け取り・入院者との面会等、直接対面せずに実施できる環境の整備を支援することで、医療機関・薬局内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としています。

◆ どうして遡及可能な着手時期が4月10日以降なのですか。

国の時限的・特例的な取扱いに準じて、国の事務連絡の発信日である4月10日に遡及しての申請を可能としています。（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

◆ 補助率・補助金額を教えてください。

補助率は10/10です。補助金額は、医療機関・薬局において支出した実費の範囲で、上限を30万円としています。補助対象経費については、チラシ表面の一覧表をご確認ください。

◆ 市外に所在する医療機関・薬局は対象になりますか。

市外に所在する医療機関・薬局は対象外です。

◆ 補助金はいつ支払われますか。

補助対象期間が終了する前に、補助金の交付申請額が確定する場合には概算払いが可能となります。ご提出いただいた書類に不備がなければ、概算払いの請求から1～2ヶ月程度でのお支払いが可能です。ただし、お支払いまでの期間は申請の状況によって変動いたしますので、目安とお捉えください。

◆ 令和2年4月9日以前の発注は補助の対象になりますか。

令和2年4月10日以降に着手した事業が対象のため、令和2年4月9日までに発注した機器やシステムの契約は、補助の対象外です。

◆ 専用システムの導入は必須ですか。テレビ電話のできる無料の汎用サービスを使用する場合は、機器の購入経費のみを申請することはできますか。

専用システムの導入は必須ではありません。テレビ電話のできる無料の汎用サービスを利用する場合は、機器の購入経費のみの申請も受け付けています。

◆ オンライン診療等のシステムについて、他の機能と一体的に契約していますが、補助対象経費になりますか。

初期費用、月額使用料は、オンライン診療等のみに係る費用が対象です。例えば、電子カルテやオプション機能等と一体的に契約をしている場合は、オンライン診療等の機能に係る費用のみを計上してください。費用を分けられず、他の機能等の費用が含まれている場合は、補助の対象外となります。

